

四日市市告示第 6 5 号

農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 7 日

四日市市長 田 中 俊 行

農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和 3 7 年四日市市告示第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 から 3 まで （略） （有効期限） 4 この要綱は、平成 <u>3 1</u> 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった利子補給金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。	附 則 1 から 3 まで （略） （有効期限） 4 この要綱は、平成 <u>2 8</u> 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった利子補給金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（商工農水部農水振興課）